

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をもとに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(流動負債の区分表示) 第四十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。)、<u>事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。</u></p> <p>〔4〕6 略〕</p> <p>(当期純利益又は当期純損失) 第九十五条の五 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、<u>税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。</u></p> <p>一 当該事業年度に係る法人税、<u>地方法人税、住民税並びに利益に</u>関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税(以下「法人税、住民税及び事業税」という。)(次号に掲げる項目に該当するものを除く。)</p> <p>〔二〕三 略〕</p> <p>〔2〕4 略〕</p>	<p>(流動負債の区分表示) 第四十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。)<u>及び事業税の未払額をいう。</u></p> <p>〔4〕6 同上〕</p> <p>(当期純利益又は当期純損失) 第九十五条の五 「同上」</p> <p>一 当該事業年度に係る法人税、<u>地方法人税、住民税及び利益に</u>関連する金額を課税標準として課される事業税(以下「法人税、住民税及び事業税」という。)(次号に掲げる項目に該当するものを除く。)</p> <p>〔二〕三 同上〕</p> <p>〔2〕4 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(流動負債の区分表示) 第三十七条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。)、<u>事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。</u></p> <p>〔4〕7 略〕</p> <p>(当期純利益又は当期純損失) 第六十五条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額の次に記載しなければならない。</p> <p>一 当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税(以下「法人税、住民税及び事業税」という。)</p> <p>二 「略」</p> <p>〔2〕6 略〕</p>	<p>(流動負債の区分表示) 第三十七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項第四号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税(都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。)<u>及び事業税の未払額をいう。</u></p> <p>〔4〕7 同上〕</p> <p>(当期純利益又は当期純損失) 第六十五条 「同上」</p> <p>一 当該連結会計年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税(以下「法人税、住民税及び事業税」という。)</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔2〕6 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定は、令和七年四月一日以後に開始する事業年度又は中間会計期間（以下この項において「事業年度等」という。）に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度等に係る財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合には、当該財務諸表又は第一種中間財務諸表若しくは第二種中間財務諸表に含

まれる比較情報（新財務諸表等規則第八条の二の二又は第三百三十条若しくは第二百十一条に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新連結財務諸表規則」という。）の規定は、令和七年四月一日以後に開始する連結会計年度又は中間連結会計期間（以下この項において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和七年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表については、新連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に初めて新連結財務諸表規則の規定を適用する場合には、当該連結財務諸表又は第一種中間連結財務諸表若しくは第二種中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三又は第九十六条若しくは第

百九十二条に規定する比較情報をいう。()については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によること
ができる。